

在沖縄米海兵隊員による女子中学生に対する性暴力事件に関する意見書

本年 2 月 11 日、沖縄県において、女子中学生を乗用車内で暴行したとして、在沖縄米海兵隊キャンプ・コートニー所属の二等軍曹が逮捕される事件が発生した。

この事件は、1995 年に同県で発生した米海兵隊員による女子小学生性暴力事件を思い起こさせるほど、沖縄県民を始め国民に大きな衝撃と不安を与えるものである。強姦をはじめとするあらゆる性暴力は、肉体的・精神的苦痛を与えるだけでなく、人間としての尊厳を踏みにじる極めて悪質な犯罪であり、被害を受けた少女と家族の心中を察すると、激しい怒りを覚え、断じて許すことはできない。

これまでも、米軍人・軍属などによる悪質で凶悪な事件・事故が続発しており、その都度、米軍は綱紀肅正や再発防止を約束してきた。しかし、その取り組みの実効性を実感することはできない。米軍は、今回の事件により、沖縄県民及び基地周辺の住民が一層恐怖にさらされている現実と日本国民の怒りを受け止め、明確な謝罪をするとともに、実効性ある抜本的な犯罪防止策を示すべきである。

よって、政府においては、今回の女子中学生に対する性暴力事件について、米軍当局並びに関係機関に対して厳重に抗議するとともに、国民の生命・財産・人権を守る立場から、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償を行うよう、米軍に強く促すこと。
- 2 被害者の精神的なケアを十分に行うこと。
- 3 米軍人・軍属などの人権教育を徹底し、綱紀肅正を図るとともに、事件の再発防止の抜本的な解決策を公表するよう、米軍に強く促すこと。
- 4 日米地位協定の見直しを行うとともに、米軍基地の一層の整理縮小を図り、海兵隊を含む米軍兵力の削減を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 20 年（2008 年）3 月 28 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣

（提出者）全議員